



小樽の交通安全情報No. 39

令和6年3月4日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

あおり運転の処罰や処分は？

「妨害運転」に認定されると、ドライバーは、飲酒運転に匹敵する非常に重い処罰や免許の処分を受けることとなります。

【1】即、罰則（懲役や罰金）が適用され、一発、免許取消しになります

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反金 25点（免許取消し・免許再取得禁止2年）

【2】高速道路における著しい交通の危険を生じさせた場合は、処罰や処分が厳しくなります

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反金 35点（免許取消し・免許再取得禁止3年）

ドライバーに関わるその他の主な道路交通法

①ドライバーが「妨害運転（著しい交通の危険）」によって死傷事故を起こした場合は、「免許仮停止処分」の対象となります。

※「免許仮停止」とは、警察署長が、違反行為による免許の取消しや停止の処分を待たずに、事故発生日から起算して30日を経過する日を期限として、免許の効力を停止する処分です。

②ドライバーをそそのかして「妨害運転」をさせたり、「妨害運転」をするのを助けたりした運転免許保有者は、免許取消し処分を受け、妨害運転（交通の危険のおそれ）をそそのかした場合は免許取消し後2年間、妨害運転（著しい交通の危険）をそそのかした場合は免許取消し後3年間、免許を再取得することが禁止されます。